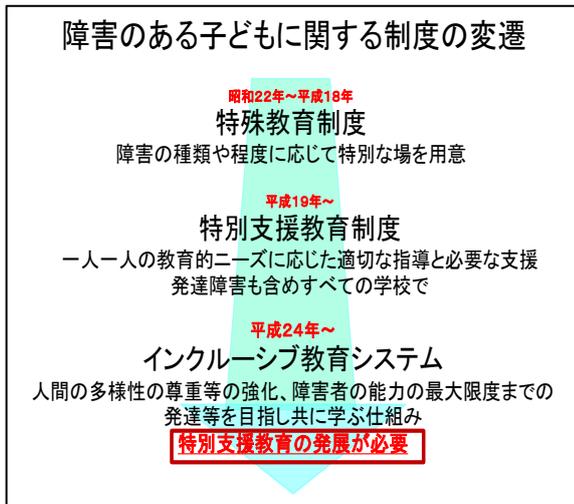


# 第 I 章 共生社会の形成を目指して

## 1 特殊教育から特別支援教育へ



(図 1)

### (1) 障害のある児童生徒等に関する制度の変遷

障害の種類や程度に応じ、特別の場（盲・聾・養護学校、特殊学級等）で支援を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと転換しました。

この制度の実施により、新たにLD・ADHD等の発達障害も対象となり、高等学校を含め全ての学校において、障害のある児童生徒等の教育に取り組むことになりました。特別支援教育では、一人一人の教育的ニーズを踏まえることが大切であり、障害の種類と程度のみならず、障害から生じる種々の困難、日々の学習の状態や本人の思いなども踏まえて、総合的に把握して計画を立て、指導・支援を進めていくことが大切であるとされました。

そして、平成24年7月23日、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、「平成24年7月報告」と記す。）が出され、「インクルーシブ教育システム」の構築が進められることとなりました。

### 特別支援教育対象者及び発達障害のある児童生徒の割合



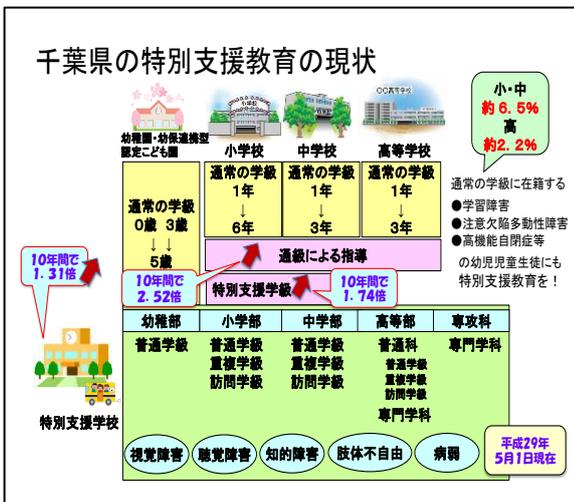
(図 2)

### (2) 発達障害の可能性がある児童生徒と文部科学省調査

図2は文部科学省が行った調査結果をまとめたものです。平成28年度と平成29年度を比較すると、義務教育段階の全児童生徒は約10万人減少しています。一方、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室で学習している児童生徒は、平成28年度から平成29年度にかけて約0.3%増加しています。特別支援教育を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあり、小・中学校、特別支援学校を問わず、特別支援教育に関する専門性を高めていく必要があり、通常の学級に在籍する発達障害の可能性がある児童生徒の割合は約6.5%

(平成24年度文部科学省調査)です。平成20年度中学校卒業生の一部を対象として、各中学校において調査したところ、発達障害等の困難のある生徒が、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2% (平成20年度高等学校における特別支援教育の推進について-高等学校ワーキング・グループ報告-) となっています。

### 千葉県の特別支援教育の現状

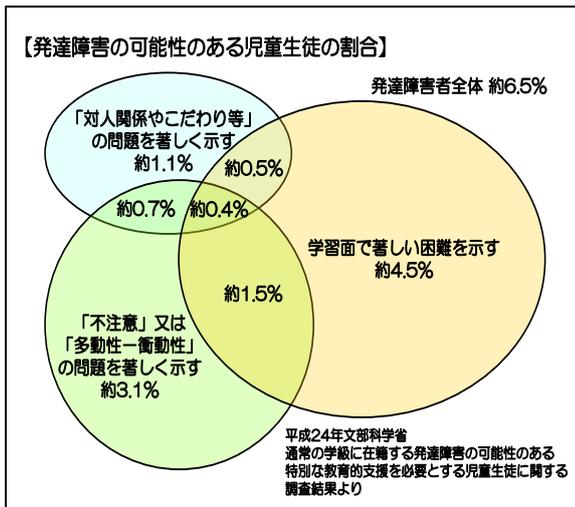


(図 3)

### (3) 千葉県の特別支援教育の現状

県内全ての学校で、「特別支援教育」が推進されています。平成29年5月1日現在で、公立小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数は10,041人、通級による指導を受けている児童生徒数は5,411人となっており、10年前と比べ、大きく増加しています。このため、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、「高等学校における通級による指導」が制度化されました。

また、前述のとおり発達障害等困難の可能性がある高等学校の生徒の割合は約2.2%とされています。公立の高等学校に在籍する生徒は104,674人 (平成29年度学校基本調査より) ですので、発達障害の可能性がある生徒数は約2,300人ということになります。



(図4)

#### (4) 発達障害の可能性のある児童生徒の割合

小・中学校のデータになりますが、平成24年の調査では通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合は約6.5%となっています。その内訳を見ると学習面で著しい困難を示す児童生徒（約4.5%）が多く、次に「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す児童生徒（約3.1%）、「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す児童生徒（約1.1%）という順番になっています。

そして、それぞれの障害は単独で発症するケースばかりではなく、学習面で著しい困難を示し、かつ、対人関係やこだわり等の問題を著しく示す等、2つ以上の障害のある児童生徒も多くいます。そのため、個々の障害の状態や困難さに応じた指導の工夫が大切になってきます。

(1) LD (学習障害)

- 学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはない。
- 聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。
- 学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

学習障害者の定義（文部省の調査研究協力者会議の報告による：平成11年7月2日）

(2) ADHD (注意欠陥/多動性障害)

- 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
- 7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

ADHDの定義（今後の特別支援教育の在り方について：平成15年3月）

(図5)

#### (5) LDのある児童生徒等の抱える困難さ

例えば、読み書きの困難さがある場合、普段の会話は学年相応（あるいはそれ以上）なのに、読むことがうまくできない、ノートをとることやテストが極端にできないという状態を示すことがあります。学習の遅れの状況としては、小学校2・3年生では1学年以上の遅れ、小学校4年生以上は2学年以上の遅れが見られ、かつ、学年相応の力を示すものが1つ以上あることが目安となります。児童生徒によっては得意な教科と苦手な教科の差が極端に大きい状態も見られます。

#### (6) ADHDのある児童生徒等の抱える困難さ

①不注意、②多動性、③衝動性の三つが主な症状です。そわそわと手足を動かし落ち着かない、人の話を最後まで聞けない、教室を抜け出してしまふ等、学校生活の中で様々な行動を示すことがあります。そのような行動は注意や叱責の対象になりやすいのですが、本人はなかなか行動を修正できず再び同様の行動を起こし、悪循環を招くことがあります。

#### (7) 高機能自閉症のある児童生徒等の抱える困難さ

##### ア 他人との社会的関係の形成の困難さ

自分以外の人々の感情や考え方を理解するのが苦手であったり、他人との気持ちの共有や交流が難しかったりする。

##### イ 言葉の発達の遅れ

会話が形式的であったり、抑揚のない話し方をしたりする。また、含みのある言葉の本当の意味がわからず、表面的に言葉どおりに受け取ってしまう。

##### ウ 興味や関心が狭く特定のものにこだわる

特定のものや事柄に偏った強い興味をもったり、予期しない変化が苦手で、そうした変化があった場合に不安定な状態になったりする。

発達障害のある児童生徒等の抱える困難さは、教科の基礎的な学習の遅れや対人関係の形成困難、そして学校生活への不適応に結びつくことがあります。また、周りの叱責等から自己否定の気持ちが強くなったり、周囲への反発が強くなったりして、不登校や反社会的行動等の二次障害に陥りやすくなります。

(3) 高機能自閉症

- 3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。
- 中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義（今後の特別支援教育の在り方について：平成15年3月）

○自閉症

- 3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害のうち、知的発達の遅れを伴うものをいう。

○アスペルガー症候群

- 自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わず、かつ、言葉の発達の遅れを伴わないものをいう。

↓

総称として「**広汎性発達障害 (PDD)**」という  
(ICD-10の分類による)

※DSM-5では広汎性発達障害を自閉症スペクトラムと変更している。

(図6)